

高等学校学習指導要領(平成 30 年 3 月告示)抜粋

第 1 章 総 則

第 2 款 教育課程の編成

5 通信制の課程における教育課程の特例

通信制の課程における教育課程については、1 から 4 まで (3 の (3), (4) 並びに (7) のエの (ア) 及び (イ) を除く。) 並びに第 1 款及び第 3 款から第 7 款までに定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間 (1 単位時間は、50 分として計算するものとする。以下同じ。) 数の標準は、1 単位につき次の表のとおりとする。

各教科・科目	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語, 地理歴史, 公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて 2~3	各教科・科目の必要に応じて 2~8

- (2) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1 単位につき、それぞれ 1 回以上及び 1 単位時間以上を確保した上で、各学校が適切に定めるものとする。
- (3) 理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1 単位につき、それぞれ 1 回以上及び 1 単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。
- (4) 各学校における面接指導の 1 回あたりの時間は、各学校において、(1) から (3) までの標準を踏まえ、各教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態並びに各教科・科目及び総合的な探究の時間の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- (5) 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について体系的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数 (以下「面接指導等時間数」という。) のうち、10 分の 6 以内の時間数を免除することができる。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用するこ

とにより、各メディアごとにそれぞれ 10 分の 6 以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて 10 分の 8 を超えることができない。

なお、生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないように十分配慮しなければならない。

- (6) 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに 30 単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。